

第 65 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
徳島市国府町中553番地の1	松 浦 健	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用133,091円に係る債権	回収不能のため
徳島市佐古二番町17番2号	乙 武 スエ子	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用100,640円に係る債権	同 上
徳島市不動東町4丁目1606番地の1	大 西 シズコ	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,890円に係る債権	同 上
吉野川市山川町湯立182番地	中 倉 キヌエ	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用113,180円に係る債権	同 上
美馬市脇町新町277番地1	坂 口 明	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,860円に係る債権	同 上
徳島市不動東町2丁目970番地の2	鈴 木 美須子	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,470円に係る債権	同 上
徳島市不動東町2丁目1514番地	佐 藤 徳 一	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,065円に係る債権	同 上
徳島市東大工町2丁目29番地	奥 井 宏 和	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同 上
徳島市不動東町2丁目961番地	海老田 信 子	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,785円に係る債権	同 上

大阪府大阪市東成区中本5丁目8番9号	原 人 司	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用86,230円に係る債権	同	上
三好郡東みよし町足代359番地1-6号	山 田 文 男	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用259,026円に係る債権	同	上
愛知県蒲郡市三谷町諏訪山77番地1-102号	黒 川 智 之	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用55,270円に係る債権	同	上
海部郡海陽町角坂字南ノ内44番地7	笠 井 明 弘	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用18,000円に係る債権	同	上
海部郡海陽町大里字馬谷184番地	畠 中 日出男	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用188,749円に係る債権	同	上

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。